

内部通報制度の整備・運用に 関する規程

特定非営利活動法人ADDS

内部通報制度の整備・運用に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、理事長の責任のもと、当法人及びその役職員による法令等違反行為等に関する通報への適正な対応体制を整備することにより、当該行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践することを目的とする。

第2条（定義）

1. 本規程において「法令等違反行為」とは、当法人及びその役職員による法令等に違反する行為又は当法人が定める各種内部規程に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。
2. 本規程において「役職員」とは、当法人の役員及び、正社員、契約社員、パート、アルバイト及び派遣労働者をいう。
3. 本規程において「通報」とは、当法人又はその役職員による通報対象行為を本件窓口又は職制上のレポーティングラインに知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。
4. 本規程において「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいう。
5. 本規程において「本件窓口」とは、第5条に定めるコンプライアンス委員会窓口、監事窓口及び外部窓口の総称をいう。
6. 本規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
7. 本規程において「従事者」とは、通報の受付、調査その他通報対応業務に従事する者をいう。
8. 本規程において「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。
9. 本規程において「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。
10. 本規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
11. 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
12. 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。
13. 本規程において「本件窓口担当者」とは、コンプライアンス委員会窓口、監事窓口及び外部窓口（外部相談サービス「アンリ」）において通報又は相談を受け付ける者をいう。
14. 本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。
15. 本規程において「処分等」とは、当法人就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、当法人が行うことができる一切の措置をいう。
16. 本規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の

一切の不利益な取扱いをいう。

17. 本規程において「職制上のレポーティングライン」とは、当法人役員のほか、各々の当法人労働者及び役員にとっての上長（直属の上長に限られない。）をいう。

18. 本規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

第2章 内部通報体制

第3条（法令遵守責任者）

- 1 当法人は、内部公益通報制度の適切な運用を統括するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会の委員長を法令遵守責任者とする。
- 3 法令遵守責任者は、コンプライアンス委員会を通じて次に掲げる業務を行う。
 - （1）通報対応方針の決定
 - （2）調査の指示及び監督
 - （3）是正措置及び再発防止策の決定

第4条（内部通報の体制整備）

1. 当法人内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。
2. コンプライアンス委員会は、理事長の指示に基づき、本規程に基づく制度の整備、当法人労働者及び役員に対する広報、定期的な研修、説明会その他適切な方法による周知徹底及び内部通報制度の運用の高度化に取り組むとともに、通報又は相談の受付から、それらへの対応を完了するまでの一連の業務を適切に管理する。
3. 理事長及び法令遵守責任者は、本規程に係る業務の執行状況について、定期的に理事会に報告する。
4. 各事業部または事業所の管理者をコンプライアンス委員とし、コンプライアンス委員会に所属するものとする。コンプライアンス委員は、コンプライアンス委員会の指示に基づき法令等違反行為の有無の調査を行うとともに、是正措置等の実行、通報に関する秘密の保持、本件窓口利用者又は調査協力者に対する不利益な取扱いの防止等に取り組む。

第5条（窓口及び利用対象者）

1. 通報又は相談を受け付ける窓口を以下のとおり設置する。
 - （1）法令遵守責任者及びコンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会窓口」という。）
 - （2）監事（以下「監事窓口」という。）
 - （3）外部窓口（外部相談サービス「アンリ」）
2. 前項に加え、本法人は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談又は対応を依頼することができる。
3. コンプライアンス委員会窓口及び外部窓口は全ての通報対象行為を受け付けるものとし、監事窓口は当法人役員に係る通報対象行為を受け付ける。
4. コンプライアンス委員会窓口及び外部窓口において当法人役員又は当法人執行役員に係る又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。
5. 本件窓口において内部公益通報を受ける次の各号に定める者は、本規程により従事者として指定され

る。なお、当法人は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(1) コンプライアンス委員会窓口又は監事窓口を担当する役職員

(2) 外部窓口（外部相談サービス及び当法人が委託する弁護士を含む。）を担当する者

6. 利用対象者は、当法人の役職員及び役職員であった者とする。

7. 利用対象者は、職制上のレポーティングラインに対して通報できるが、当該通報の有無にかかわらず、本件窓口を利用することができる。

8. 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

9. 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用することができる。

第6条（通報又は相談の方法）

本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談とし、本件窓口ごとの利用方法は別に定める。但し、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。

第7条（範囲外共有の防止を含めた情報管理）

1. 本件窓口利用者からの通報又は相談により得た情報は、当法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

2. 調査協力者から得た情報は、当法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

第8条（調査）

1. 本件窓口に通報された対象事案については、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施しなければならない。

2. 本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する役職員は、本規程により従事者として指定される。なお、当法人は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3. 次の各号に定める対象事案以外に関する調査は、コンプライアンス委員会が行う。但し、法令遵守責任者が、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部門の担当役員若しくはコンプライアンス委員や対象事案に対する権限を所管する部門等、コンプライアンス委員会以外にも調査を行わせることができる。

(1) 監事窓口に通報された対象事案

(2) 外部窓口に通報された対象事案のうち本件窓口利用者がコンプライアンス委員会に対する情報提供を拒否した対象事案

(3) 第5条第4項に定める協議を経て監事が調査を行うこととなった対象事案

4. 法令遵守責任者は、前項に基づきコンプライアンス委員会による対象事案の調査を行う者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

5. コンプライアンス委員会より調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、コンプライアンス委員会に報告する。

6. 第3項各号に定める対象事案に関する調査は、監事が行う。但し、監事は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、監事以外にも調査を行わせることができる。

7. 監事は、前項に基づき監事による対象事案の調査を行う者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

8. 本条に定める対象事案に関する調査を行う際に外部の専門家を活用する場合には、当該対象事案について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない専門家を活用しなければならない。

第9条（是正措置等）

1. 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は当該法令等違反行為に関連する部門の担当役員若しくはコンプライアンス委員は、速やかに是正措置等を講じなければならない。この場合において、当法人役員又は当法人執行役員が関係することが認められた対象事案のときは、監事に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。

2. 法令遵守責任者または監事は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

3. 調査の結果、当法人役員が関与する法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は当該法令等違反行為に関連する部門の担当役員は、是正措置等を講じるのに先立ち、是正措置等の内容について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがないか外部の専門家の意見を求めなければならない。

4. 理事長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

第10条（記録）

当法人は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後5年間、保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

第3章 本件窓口への通報又は相談に関する役職員の責務等

第11条（協力義務）

役職員は、対象事案であるか否かにかかわらず、調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。また、調査を妨害してはならない。

第12条（本件窓口利用者等の保護）

1. 役職員は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱い

を行ってはならない。

2. 役職員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

第13条（探索の禁止）

役職員は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

第14条（秘密保持）

1. 役職員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2. 役職員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

第15条（利益相反の回避）

1. 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

（1）法令等違反行為の発覚又は調査の結果により実質的に不利益を受ける者。なお被通報者に限らない。

（2）本件窓口利用者又は被通報者と親族関係にある者

（3）その他、対象事案に関する公正な調査や法令等違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

2. 役職員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、前項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとし、前項各号のいずれかに該当する場合には、コンプライアンス委員会による調査事案の場合は法令遵守責任者に、監事による調査事案の場合は監事に対し、報告しなければならない。

3. 前項の報告を受けた法令遵守責任者又は監事は、当該役職員を対象事案への対応の関与させることの可否を判断する。

4. 本件窓口担当者は、自らが第1項各号のいずれかに該当する通報又は相談を受け付けた場合には、当該通報又は相談への対応を他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

第16条（通知等）

1. 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても本件窓口利用者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

2. 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知しなければならない。

3. 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対

象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

4. 本件窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、本件窓口利用者の連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、第12条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

5. 調査担当者は、対象事案に関する調査の完了後、必要に応じ、調査協力者に対して、第12条第2項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

第17条（職制上のレポーティングラインにおける通報者等の保護等）

1. 役職員は、職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 役職員は、職制上のレポーティングラインへの通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3. 職制上のレポーティングラインに対して行われた通報又は相談についても、当法人は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、

4. 役職員は、前2項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱わなければならない。

第18条（当法人以外に公益通報を行った者の保護等）

1. 役職員は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号並びに同法第6条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 役職員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を当法人が認めた範囲以外に共有しないものとする。

第4章 通報又は相談を行う者の責務等

第19条（不正の目的による通報又は相談の禁止等）

1. 役職員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

2. 役職員は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならない、虚偽を述べてはならない。

3. 前2項に違反している可能性が高いと認められる場合には、本規程の定めにかかわらず、当法人は、前2項の違反の有無を調査することができる。

第20条（留意事項）

1. 本件窓口又は職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談した役職員は、通報又は相談した情報が広まるほど自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意するよう努めなければならない。

2. 調査に協力した役職員は、調査に関する情報が広まるほど、自ら及び前項に定める役職員が不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意しなければならない。

第5章 処分等・評価

第21条（処分等）

1. 本規程の違反行為が明らかになった場合には、当法人は、当該行為を行った役職員に対して適切な処分等を課さなければならない。

2. 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当法人は、当該法令等違反行為に関与した役職員に対して適切な処分等を課さなければならない。

第22条（自主的な通報の取扱い）

法令等違反行為に関与した役職員が、自主的に本件窓口又は職制上のレポーティングラインに対して通報した場合や調査に協力した場合には、当法人は、当該役職員に対する処分等を減免することがある。

第23条（救済・回復等）

本規程の違反行為が明らかになった場合には、当法人は、当該違反行為によって生じた被害又は不利益等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

第24条（通報に対する評価）

理事長は、重大な法令等違反行為の発見及び是正に寄与した本件窓口利用者、調査協力者に対して、積極的な評価を行うものとする。また、本規程の適切な運用を通じて第1条に定める目的のために重要な貢献をした本件窓口担当者及び調査担当者についても同様とする。

第6章 その他

第25条（周知・研修）

1. 法令遵守責任者は、理事長を含む全ての役職員に対して、本件窓口の周知並びに本規程の遵守及び公益通報者保護法の理解を促すため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

2. 法令遵守責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について役職員に対して周知するものとする。

3. 法令遵守責任者は、本件窓口担当者及び調査担当者に加え、それらの担当者となる可能性の高い役職員に対して、本規程の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

第26条（本規程に基づく体制の整備、運用及び改善）

1. 理事長は、利用対象者の利便性を高めるため、利用対象者の意見を聴取した上で、本規程に基づく体制の整備、運用及びその改善に努めるものとする。

2. 法令遵守責任者は、理事長及び監事に対して、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について定期的に報告しなければならない。

3. 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

4. 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用実績の概要等について、必要に応じて社内外に対して説明するよう努めるものとする。

第27条（所管）

本規程の所管は、コンプライアンス委員会とする。

第28条（改廃）

本規程の改廃は、法令遵守責任者が起案の上、理事会の決議及び監事の同意を経て行うものとする。

附則

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。（令和5年9月28日理事会 決議）

2 この規程は、公益通報者保護法への対応及び内部通報制度の運用体制の見直しに伴い、令和8年7月21日に全部改正し、令和8年8月1日から施行する。（令和8年7月21日理事会決議）

「内部通報の整備及び運用に関する規程」第7条に定める情報共有の範囲に関する細則

第1条（目的）

本細則は、「内部通報制度の整備及び運用に関する規程」（以下「規程」という。）第7条に定める、通報又は相談及び対象事案に関する情報を共有することができる範囲について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（窓口利用者特定情報の共有範囲）

1. 本件窓口が利用された場合、本件窓口利用者の氏名、職員番号その他の本件窓口利用者を特定させる情報（以下「窓口利用者特定情報」という。）は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める者（以下、次の各号に定める者を総称して「窓口業務関与者」という。）に限り共有する。
 - （1）コンプライアンス委員会窓口が利用された場合
法令遵守責任者、コンプライアンス委員会窓口を担当するコンプライアンス委員及びその他の本件窓口担当者
 - （2）監事窓口が利用された場合
監事及び監事窓口における対象事案の対応を担当する者
 - （3）外部窓口が利用された場合
外部相談サービス「アンリ」において当法人に関する通報又は相談を担当する者
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な範囲に限り、窓口業務関与者以外の者に窓口利用者特定情報を共有することができる。
 - （1）本件窓口利用者が、あらかじめ明示的に同意した場合
 - （2）調査方針を検討するため、他の本件窓口に情報を共有することが必要不可欠である場合
 - （3）対象事案を調査するため、次条に定める調査業務関与者に情報を共有することが必要不可欠である場合
 - （4）法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合
- 3 前項に基づき窓口利用者特定情報を共有する場合は、共有する目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。

第3条（窓口入手情報の共有範囲）

- 1 本件窓口が利用された場合において、本件窓口が取得した窓口利用者特定情報以外の情報（以下「窓口入手情報」という。）は、窓口業務関与者並びに対象事案の調査を担当する当法人の役職員及び外部の専門家（以下「調査業務関与者」という。）に限り共有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件窓口利用者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、必要な範囲に限り、窓口業務関与者及び調査業務関与者以外の者に窓口入手情報を共有することができる。

第4条（是正措置等及び運用状況の確認に必要な情報の共有）

1 前条の規定にかかわらず、窓口入手情報のうち、是正措置等の検討又は実施に必要な情報は、その検討又は実施に関与する当法人の役職員及び外部の専門家に限り共有することができる。

2 窓口入手情報のうち、内部通報制度の体制整備及び運用状況等を確認するために必要な情報は、次に掲げる者に限り共有することができる。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 法令遵守責任者及びコンプライアンス委員会の委員
- (4) 理事会及びコンプライアンス委員会の運営を補助する役職員
- (5) 外部窓口の担当者
- (6) 必要に応じて関与する外部の専門家

3 前2項に基づき情報を共有する場合は、窓口利用者特定情報を除き、共有の目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。ただし、本件窓口利用者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。

第5条（調査協力者特定情報の共有範囲）

1 対象事案の調査により得られた情報のうち、調査協力者の氏名その他の調査協力者を特定させる情報（以下「調査協力者特定情報」という。）は、調査業務関与者に限り共有する。

2 前項の規定にかかわらず、調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、必要な範囲に限り、調査業務関与者以外の者に調査協力者特定情報を共有することができる。

3 前項に基づき調査協力者特定情報を共有する場合は、共有する目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。

第6条（調査入手情報の共有範囲）

1 調査協力者から得られた調査協力者特定情報以外の情報（以下「調査入手情報」という。）は、窓口業務関与者及び調査業務関与者に限り共有する。

2 前項の規定にかかわらず、調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、必要な範囲に限り、窓口業務関与者及び調査業務関与者以外の者に調査入手情報を共有することができる。

第7条（是正措置等及び運用状況の確認に必要な調査入手情報の共有）

1 前条の規定にかかわらず、調査入手情報のうち、是正措置等の検討又は実施に必要な情報は、その検討又は実施に関与する当法人の役職員及び外部の専門家に限り共有することができる。

2 調査入手情報のうち、内部通報制度の体制整備及び運用状況等を確認するために必要な情報は、次に掲げる者に限り共有することができる。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 法令遵守責任者及びコンプライアンス委員会の委員

(4) 理事会及びコンプライアンス委員会の運営を補助する役職員

(5) 必要に応じて関与する外部の専門家

3 前2項に基づき情報を共有する場合は、調査協力者特定情報を除き、共有の目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。ただし、調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。

第8条（法令等違反行為に関する情報の共有）

1 第3条、第4条、第6条及び前条の規定にかかわらず、法令等違反行為に関する情報は、その是正措置等の検討又は実施その他必要な対応を行うため、必要な範囲に限り、次に掲げる者に共有することができる。

(1) 窓口業務関与者

(2) 調査業務関与者

(3) 法令等違反行為に対する是正措置等の検討又は実施に関与する当法人の役職員

(4) 理事及び監事

(5) 法令遵守責任者及びコンプライアンス委員会の委員

(6) 理事会及びコンプライアンス委員会の運営を補助する役職員

(7) 必要に応じて関与する外部の専門家

(8) 法令に基づく報告、届出、相談その他の対応を行う行政機関その他の関係機関

2 前項に基づき情報を共有する場合は、窓口利用者特定情報及び調査協力者特定情報を除き、共有の目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本件窓口利用者若しくは調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又は法令に基づく場合その他の正当な理由がある場合は、必要な範囲に限り、窓口利用者特定情報又は調査協力者特定情報を共有することができる。

第9条（情報共有に当たっての遵守事項）

1 本細則に基づき情報を共有する者は、共有先、共有目的及び共有する情報の範囲を事前に確認し、目的を達成するために必要最小限の範囲で共有しなければならない。

2 本細則に基づき情報の共有を受けた者は、当該情報を共有された目的以外に使用してはならず、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

3 窓口利用者特定情報又は調査協力者特定情報を従事者以外の者に共有する場合は、規程に基づき、必要に応じて、当該者を従事者として指定するものとする。

附則

1 本細則は、令和8年8月1日から施行する。